

仕様書

本仕様書は、京都府公立大学法人で使用するガスの需給に対して、ガスを調達するための方法を定めたものであり、次の条項に従いガスを供給すること。

1. 需給対象

- (1) 対象建物 京都府立医科大学
- (2) 需要場所 京都府京都市上京区河原町通広小路 上る梶井町 465
- (3) 業種及び用途 大学及び病院

2. ガスの概要

- (1) 種類 都市ガス 13A
- (2) 供給熱量 45MJ/m³N
- (3) 供給圧力 中圧B(2本)及び低圧(7本)
- (4) 対象メーター 別紙2のとおり

3. ガスの使用条件

- (1) 予定契約最大使用量 993 m³/h 2016年1月実績
うち中圧B 911 m³/h、低圧 82 m³/h
(契約最大使用量とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいう。)
- (2) 予定契約年間使用量 3,012,000 m³/年((再掲)低圧使用分 150,000m³)
各月の詳細は別紙1のとおり
(契約年間使用量とは、契約で定める1年間の契約月別使用量の合計量をいう。)
- (3) 予定契約年間引取量 2,108,400 m³/年
(契約で定める発注者の1年間において引取らなければならないガス使用量をいう。)
- (4) 契約地点最大使用量(H29.3のみ) 別紙3のとおり

4. 供給期間

平成29年3月1日から平成30年2月28日までとする。

5. 検針日

定例検針日は毎月月末とする。ただし、末日が休日にあたる場合は、原則として当該末日から

その直前の休日でない日まで繰り上げるものとする。この場合は、末日に検針したものとする。なお、月間の使用量は取引用ガスメーターの読みにより計量し、その月における最大使用量は、原則として負荷計測器により測定するものとする。ただし、取引用ガスメーターおよび負荷計測器の故障等の場合には、甲と乙とが協議してその月における使用量および最大使用量を算定する。

6. ガス料金の決定

- (1) 本仕様書の内容を踏まえ、ガス料金(税抜)の提示を行うこと。
- (2) 入札時の料金の算出にあたり、原料費料金は各社毎に実際にガスを供給する際に使用する原料費料金の計算方法に基づき、平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月までの平均値を用いるものとする。
- (3) 大口基準未達補償料のほか、ガス使用量が本仕様書記載の契約使用量に対し、過不足となった場合の補償料を規定する場合は、補償料の発生条件や算定式等を提示すること。
- (4) 入札時の輸送(託送)料金は、一般ガス事業者の平成 28 年 11 月時点での託送供給約款(以下、「託送約款」という)を適用する。

なお、一般ガス事業者の託送約款が改訂され、託送供給料金に変更になった場合における輸送(託送)料金は、変更後の一般ガス事業者の託送約款に定める託送供給料金によるものとする。

7. 緊急時の対応・保安体制

- (1) 受注者、または一般ガス導管事業者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス工作物について保安責任を負うものとする。
- (2) 保安責任の範囲は、ガス工作物の末端のバルブとし、詳細については協議の上、確認、決定するものとする。

8. その他

本仕様書に定めのない事項は、受注者の定める約款や供給条件等に従うほか、発注者・受注者間の協議により定める。